

国の事業復活支援金制度の申請受付は終了しましたが、
 コロナに負けるな中小企業支援金(第3弾)は
 申請受付期間を

9月末まで **再延長**します。



期間: ~令和4年6月17日→9月30日

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している町内中小企業者を対象に申請に基づき要件に該当する事業者^①に支援金を交付します

<p>対象</p>	<p>① 令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上げが、以下の間の任意の同じ月(基準月)の売上げと比較して15%以上減少した事業者^①を選定した基準月の売上げが15万円を超えていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成30年11月～平成31年3月 ●令和元年11月～令和2年3月 ●令和2年11月～令和3年3月 <p>②申請時点において智頭町で事業を行っている者。ただし、国の事業復活支援金制度を受給した者は除く。 ※交付要綱に基づき、事業規模を確認する場合があります。 ※申請は1回限りとします。</p>																		
<p>交付額</p>	<table border="1" data-bbox="264 987 1501 1263"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年間売上高 業績減幅</th> <th rowspan="2">個人</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th>1千万円未満</th> <th>1千万円以上～ 5千万円未満</th> <th>5千万円以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上 ①</td> <td>200千円</td> <td>300千円</td> <td>400千円</td> <td>500千円</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満 ②</td> <td>100千円</td> <td>200千円</td> <td>300千円</td> <td>400千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※再延長までは売上減少30%未満が対象でしたが、対象要件を拡げ、30%以上減少の場合も対象とします。 (売上減少30%以上を対象とした国の事業復活支援金の申請受付が終了したため) (注意)・中小企業者とは、中小企業基本法第2条の規定によるものをいいます。 ・給与等の主たる収入がある場合など、副業としての事業は対象となりません。 ・中小企業者のうち次の業種は対象外とします。 金融業、宗教、発電業</p>	年間売上高 業績減幅	個人	法人			1千万円未満	1千万円以上～ 5千万円未満	5千万円以上	20%以上 ①	200千円	300千円	400千円	500千円	15%以上20%未満 ②	100千円	200千円	300千円	400千円
年間売上高 業績減幅	個人			法人															
		1千万円未満	1千万円以上～ 5千万円未満	5千万円以上															
20%以上 ①	200千円	300千円	400千円	500千円															
15%以上20%未満 ②	100千円	200千円	300千円	400千円															
<p>請書類</p>	<p>申請書兼請求書と次の確認書類を添付のうえ、申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付金交付申請書(兼請求書) ②【法人の場合】 基準月年度の確定申告書類の写し、法人事業概況説明書の控え(両面) 【個人の事業主】 基準月年度の確定申告書類の写し ③対象月及び基準月の売上台帳等 <p style="text-align: center;">～以下は、役場会計課に口座登録をされていない方のみ必要～</p> <ol style="list-style-type: none"> ④申請者と同一名義の口座番号・名義がわかる預金通帳の見開きページのコピー (※振込口座情報と同一通帳のコピー) ⑤振込口座情報 																		
<p>申請・ 問合せ先</p>	<div data-bbox="264 1984 767 2107" data-label="Image"> </div> <p>《電話》0858-75-0039 《メール》chizu-sci@tori-skr.jp ※新型コロナウイルス感染症対策のため、商工会事務室に入室の際はマスクの着用・手指消毒をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">智頭町企画課でも問合せ対応をしています。《電話》0858-75-4112</p>																		

●中小企業とは

中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業者(中小企業庁HPより抜粋)

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下